

## 健康診断実施後の措置について

### ◎健康診断の実施 ※労働安全衛生法第66条

#### 【結果】

健康、軽度異常、経過観察 → 所見なし  
要再検査 要精密検査 要治療 繼続治療 → 所見有または有所見者

【総合判定でD以上が所見有となる】

### ◎健康診断の結果、所見があった者は医師等からの意見聴取を行う

※労働安全衛生法第66条の4

○「意見聴取は健康診断が行われた日から三月以内に行うこと」

※労働安全衛生規則51条の2

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内 容	
通常勤務	通常勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える 必要があるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働不可の軽減、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる
要休業	勤務を病む必要があるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる

### ◎健康診断実施後の措置 ※労働安全衛生法第66条の5

○医師等からの意見を勘案し、その必要があると認めるときは、労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じる。

○作業環境測定の実施、施設又は設備の設置または整備

### ◎健康診断の結果の記録 ※労働安全衛生法66条の3

○健康診断の結果は定められた期間（5年間）保存